

# 建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用

※2020.1.1(人数枠の設定は  
2022.4.1)より適用

※2020.1.1より適用  
(「その他」は公布日より適用)

	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受入れに関する計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> <li>建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正監理計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払い、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払うこと</li> </ul> </li> <li>雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること</li> <li>技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時まで登録完了すればよい等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人建設就労者に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を、</li> <li>安定的に支払い、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022年度末まで)については、変更無し。